

立教大学諸規程集

立教大学編

第 5編 学事

博士学位論文取扱い事務に関する内規

施行 昭和53年4月1日
改正 1992年4月1日
2001年4月1日
2004年4月1日
2006年4月1日
2007年7月19日
2008年4月1日
2011年4月1日
2014年3月1日
2016年4月1日
2017年4月1日

立教大学大学院学則及び立教大学学位規則に定めるもののほか、学位論文の取扱い事務に関しては、以下のとおりとする。

(提出日)

- 1 学位申請論文提出期日は、各研究科の定めるところによる。

(受理)

- 2 ①学位申請のため提出された関係書類及び論文は、教務事務センターが受理した後、各学部事務課に届ける。
②各学部事務課は、当該研究科委員長に関係書類及び論文を提示・報告し、指示を受ける。
③独立研究科においては、①②とも独立研究科事務室が行う。

(審査)

- 3 各研究科は、審査委員会を設置し、総長に受理及び審査委員の報告を行う。
- 4 審査終了後、審査委員会は審査報告書を作成し、各研究科委員会での審議を行う。
- 5 研究科委員長は、研究科委員会での審議結果を総長に報告し、大学院委員会での審議を依頼する。
- 6 大学院委員会の審査結果及び授与式の申請者本人への通知は教務事務センター又は独立研究科事務室が行う。

(授与)

- 7 博士の学位授与は、3月及び9月とする。
- 8 学位記の作成は教務事務センターが行う。

(文科省への報告)

- 9 文部科学省への博士の学位授与報告は独立研究科事務室が行う。

(論文等の保管)

- 10 ①博士の学位が授与された者の学位論文については、PDF版とくるみ製本版1部は本学図書館に保管する。くるみ製本版の残りの部数の取り扱いについては各研究科の定めるところによる。
②学位授与の審査に関する諸関係書類及び学位論文審査報告書は、各1部を学部事務課又は独立研究科事務室で保管する。

附 則

- 1 本内規は、昭和53年4月1日から施行する。
2 「大学院に関する事務処理内規（適用 昭和36年4月1日）」は、昭和53年3月31日をもって廃止する。

附 則

本内規は、1992年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、2001年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、2004年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、2006年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、2007年7月19日から施行し、2007年4月1日に遡って適用する。

附 則

本内規は、2008年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、2011年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、2014年3月1日から施行する。

附 則

本内規は、2016年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、2017年4月1日から施行する。